

**参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の
提出を求める公示**

令和3年2月17日

四国地方整備局 肱川ダム統合管理事務所長 清水 幸

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、野村ダム堰堤改良事業において施工を予定している増設放流設備の減勢工等の設計のための基礎資料として水理模型実験を実施し、その流況状況及び水理特性の検討内容を評価するものである。

本業務の実施にあたっては、大規模かつ特殊な実験設備を有するとともに、実験結果の評価・分析等には高度な技術力が必要であることから、以下に示す応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な要件を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務の概要

(1) 業務名

令和3年度 野村ダム増設放流設備水理設計業務

(2) 業務の目的

本業務は、野村ダム堰堤改良事業において施工を予定している増設放流設備の減勢工等について、水理模型実験を実施することにより水理機能を把握し、構造物各部の形状等の基本構造の諸元を求める事を目的とする。

主な業務内容は以下のとおりである。

- ・ 計画準備
- ・ 水理模型実験計画の企画立案
- ・ 水理模型の設計・製作
- ・ 水理模型実験の実施、記録
- ・ 基本構造に係る諸元の検討
- ・ 報告書作成

(3) 履行期間 令和4年3月25日

(4) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式（契約）に代えるものとする。

(5) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

3. 応募要件

参加意思確認書の提出者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

(1) 基本的要件

1) 単体企業

[1] 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

[2] 四国地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けている者であること。

[3] 参加意思確認書の提出期限の日から見積日までの期間に、四国地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関して指名停止を受けている者でないこと。

[4] 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定がなされた者を除く。）でないこと。

[5] 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

[6] 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
なお、本業務に参加意思確認書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者を、技術提案書の提出者として選定しない。

(2) 技術力に関する要件

- ・ダム水工に関する高度な専門知識を有していること。
- ・重力式コンクリートダムにおける減勢工等の水理模型実験の実施に関して、実験内容の企画や実験手法の決定、実験の品質管理を適切に行うための幅広い知見を有していること。
- ・なお、本業務では、以上の専門知識や知見を踏まえ、以下の能力を有する者であることを確認する。

- ア) 重力式コンクリートダム放流設備等を対象とした水理模型実験及びその評価・分析の結果の妥当性を適切に判断できる能力。
- イ) ダムの設計施工全般に関する専門知識を有し、安全性や周辺環境に配慮しつつ、コスト削減に関する提案ができる能力。

(3) 設備・システムに関する要件

野村ダムの増設放流設備の減勢工等の水理模型実験の実施が可能な規模及び給水設備を備えた屋内水理実験場を使用すること。

なお、本業務では、以上を踏まえ、屋内水理実験場として以下の規模及び設備を使用する者であることを確認する。

- ア) 縮尺1/50程度の模型が設置でき、円滑な実験が可能な屋内水理実験場を有し、実験に必要な給水設備を有すること。

具体的には、以下の①～③に掲げる条件を全て満たす水理実験場を有すること。

- ①風雨の影響を受けない屋内に幅3m以上×長さ8m以上の模型設置スペースを確保できること。
- ②放流設備の減勢工の実験にあたり約140リットル/秒の給水を念頭に、流量が安定した状態で連続して運転可能な所要のポンプ設備を備えていること。
- ③給水施設及び流量制御設備は、誤差1%以内で流量の制御が可能で、年1回以上検定されたものであること。
- ④正確な水理現象の把握が可能な計測機器として、0.1mm単位で計測可能な水位計、主ゲートから下流の高速流の測定が可能な流速計及び1mm単位で水頭の計測が可能な圧力計を有し、当該水理模型実験に設置可能なこと。なお、これらは年1回以上検定されたものであること。

(4) 業務執行体制に関する要件

- ・ダムの水工に関する高度な専門知識を有するとともに、ダムの放流設備等を対象とした水理模型実験の実施に関する幅広い知見を有する技術者を配置できること。
- ・ダムの設計施工全般に関する各種基準等の設定背景や根拠を熟知し、適切な技術的判断やマネジメントが可能な技術者を配置できること。

(5) 配置予定管理技術者に対する資格要件

管理技術者については以下のいずれかの資格を有する者であること。

- [1] 技術士（総合技術監理部門：建設部門の選択科目に限る）
- [2] 技術士（建設部門に限る）
- [3] 土木学会特別上級、上級又は一級土木技術者
- [4] 国土交通省登録技術者資格（施設分野：河川・ダム、業務：計画・調査・設計）
- [5] 博士（専攻分野：工学）

4. 手続等

(1) 担当部局

〒797-1212 愛媛県西予市野村町野村8-153-1
四国地方整備局 肱川ダム統合管理事務所 総務課 専門職
電話：0894-72-1211（代表）
FAX：0894-72-3895

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 交付期間

令和3年2月17日から令和3年3月9日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。

2) 交付場所

(1) に同じ。

3) 交付方法

手渡しとする。

なお、説明書交付希望者は(1) 担当部局へ事前に連絡すること。

(3) 参加意思確認書の受領期限並びに提出場所及び方法

1) 提出期限

令和3年3月9日 午後5時00分まで

2) 提出場所

(1) に同じ。

3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等記録が残るもの、最終日は午後5時00分必着）及び電送（ファクシミリ、事前に担当部局に連絡を入れること）によるものとする。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 関連情報を入手するための照会窓口上記4.(1) に同じ。

(5) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出期限は令和3年4月8日午後5時までを予定している。

(6) 3.(1)[2] に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、令和3・4年度の当該資格の認定を受けていなければならない。

(7) 本案件に係る特定通知は、令和3年度の予算成立及び財務大臣による実施計画の承認及び予算の示達がなされたことを条件として、電子入札システム等により通知する。

(8) 暫定予算となった場合は、本案件に係る予算が全額計上されている場合には全額の契約とするが、全額計上されていない場合には、全体の契約期間に対する暫定予算の

期間分のみ契約とする。

(9) 成立する予算の状況により、本案件の入札契約手続きを延期又は取り止める場合がある。

(10) 詳細は説明書による。